

## 令和 7 年度三重県献血推進計画

### 一 目標献血者数

令和 7 年度の三重県内の血液製剤供給量は 176,700 単位 (200mL 換算数)、原料血漿確保必要量は 16,828 L と見込まれるため、これを確保するとともに、東海北陸 7 県での広域需給調整結果を踏まえ、献血目標者数を次のとおり設定します。

#### 令和 7 年度目標献血者数

| 種 別     | 全血献血  |        |        | 成分献血   |       |        | 合計     |
|---------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
|         | 200mL | 400mL  | 小計     | 血漿     | 血小板   | 小計     |        |
| 献血者数(人) | 90    | 38,365 | 38,455 | 14,788 | 8,524 | 23,312 | 61,767 |

### 二 目標を達成するための関係者の役割

- 1 県は、県民の献血への理解を深め、広報や献血組織の育成等により、献血を推進していくために必要な事業を実施するとともに、三重県赤十字血液センター（以下、血液センターという）の献血受入計画の実施を確保するため積極的に協力を行います。
- 2 市町は、国及び県と協力して、県民の献血への理解を深めるため普及啓発等を実施するとともに、血液センターの献血受入計画の実施を確保するため積極的に協力を行います。
- 3 血液センターは、国、県及び市町が行う献血推進の取組に積極的に協力するとともに、県と協議のうえ献血受入計画を作成し、献血受入体制を着実に整備し、献血目標量を確保するための措置を講じます。また、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかけます。

### 三 目標献血者数を確保するための具体的方策

献血推進事業は、献血者の要望を把握し、献血者の参加しやすい曜日・場所・時間等に配慮しながら実施します。

県、市町及び血液センターは、互いに緊密な連携をとり、各事業を展開して広く県民各層に献血に関する普及啓発を進めることにより、目標献血者数の確保を図るとともに、献血への理解と協力を求めます。また、将来の献血事業を担う若年層に対し、献血に関する普及啓発を図ります。

県、市町及び血液センターは、テレビ、ラジオ、ソーシャルネットワークサービス (SNS) を含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかけます。また、ポスター等についてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫を行います。

#### 1 献血ページェント等の実施

##### (1) 愛の血液助け合い運動 (7 月～8 月)

県と血液センターは、夏場の献血者を確保するため街頭ページェントを2ヶ月に渡って実施し、県民に対する献血意識の普及啓発を図ります。

**(2) クリスマス献血キャンペーン（12月）**

県と血液センターは、年末年始における血液不足を解消するため、大学生を中心としたボランティアの協力を得て「クリスマス献血キャンペーン」を実施します。

**(3) はたちの献血キャンペーン（1月～2月）**

県と血液センターは、冬期における血液の安定した供給を図るため、新たに成人を迎える「はたち」の若者を中心として、広く県民各層に献血に関する理解と協力を求めるためにページェントを開催します。

**(4) スプリング献血（3月）**

県と血液センターは、春期及び年度末は献血者が減少する傾向があるため、「スプリング献血」のページェントを開催します。

**(5) 県と血液センターは、献血ルーム利用促進に係る啓発等時期に応じたキャンペーン等を実施します。**

**2 献血功労者表彰式の実施**

県、血液センター及び日本赤十字社三重県支部は広く県民各層に献血に関する理解と協力を得るため、献血に対し積極的に取り組まれている団体・個人に対し感謝の意を表するとともに、今後とも献血事業にご協力いただくため、献血功労者表彰式を実施します。

**3 三重県献血推進連絡会の開催**

県は、献血活動の連携を推進するため、県、市町、血液センター、ボランティア組織等の献血関係機関で構成される三重県献血推進連絡会を開催します。

**4 献血者登録制度の推進**

県と血液センターは、安全な血液を安定的に確保するためにも、複数回献血協力者の登録制度（献血 Web 会員サービス「ラブラッド」）を推進し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築し、必要な量、必要な型を確保する体制を整えます。

**5 若年層等への献血啓発**

**(1) 県は、血液センターと連携し、高校生、専門学校生、大学生に対して、「ヤングミドナサポーター」を募集・委嘱し各地域における献血ページェントでの啓発活動に協力を得るとともに、血液センター見学会を開催します。**

また、献血の重要性等について、学生同士での意見交換を通じ、献血について考える場として高校生献血推進会議を開催します。

**(2) 県と血液センターは、高校生、専門学校生、大学生等の若年層に対して、献血の意義及び三重県の若年層献血者の現状等を伝えるため、パンフレット、メディア、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の広報手段を用いて、積極的な献血の普及啓発を行うとともに、献血の機会の提供に努めます。**

(3) 県は、若年層の献血についての理解を深めるため、血液センターによる献血セミナーを教育委員会等と連携し、各学校における取組みを進めます。

また、血液センターは、献血セミナー等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかけます。

(4) 県は、血液センターと協働で、若年層の献血ボランティア団体の活動を支援することにより、大学等における献血運動を推進します。

(5) 県と血液センターは、小学生等に対し、血液の大切さや助け合いの心について、啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、親子が献血に触れ合う機会を設けます。

(6) 県と血液センターは、60 歳から 64 歳までの間の献血経験者は、69 歳まで献血が可能であることを広報します。

## 6 献血者が安心して献血できる環境の整備等

(1) 血液センターは、献血の受入れに当たっては献血者に配慮し、ていねいな処遇をすることに特に留意し、献血者の要望を把握するとともに、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努めます。

(2) 血液センターは、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与のもとで献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行います。

(3) 血液センターは、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要であるため、採血の手順や採血後に十分な休息をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行います。

(4) 血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知します。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

血液センターは、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定します。

(なお、血液センターが献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求める場合があります。)

(6) 献血できなかった方への配慮

血液センターは、献血ができなかった方に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮します。

(7) 新興・再興感染症まん延下における感染症対策

血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行います。

## 7 企業等における献血の推進対策

血液センターは、県及び市町の協力を得て、献血に協賛する企業・団体を増やし、企業等における献血の推進を促すとともに、献血セミナー等を実施し、正しい知識の普及啓発を図ります。

併せて企業等に対して、特に 20 歳代・30 歳代の献血促進について、協力を求めています。

#### **四 血液製剤使用適正化の普及**

県は、輸血の安全性向上と血液製剤の使用適正化を図るため、三重県合同輸血療法委員会の協力を得て事業を実施します。

##### **1 各医療機関における輸血療法委員会の設置の促進**

各医療機関において血液製剤の使用適正化を推進するため、輸血療法委員会の設置を促進します。

##### **2 研修会の開催**

輸血の安全性向上と血液製剤使用適正化を推進するための研修会を開催します。

##### **3 講演会の開催**

輸血医療について精通した講師を招き、医療従事者を対象にした講演会を開催します。

#### **五 緊急時の対応**

##### **1 血液製剤の在庫水準の不足時の対応**

血液製剤の在庫が不足する場合又は不足が予想される場合には、県及び血液センターは市町と連携し、血液センター（東海北陸ブロック血液センター）が策定した対応マニュアルに基づき所要の対策を講じます。

##### **2 災害時における血液の確保**

災害時においては、県及び市町は、医療需要に応じた必要な血液量が確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかけるよう努めます。

血液センターは被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮するとともに、あらかじめ災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、県及び市町と連携して必要な血液の確保に対応できるよう努めます。

また、採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかけるよう努めます。また、県及び市町は、血液センターの取組を支援します。

#### **六 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価**

県及び市町は、献血推進のための施策の効果及び進捗状況並びに血液センターによる献血の受入れ実績等を確認し、次年度の献血推進計画等の作成に当たり参

考とするとともに、必要に応じて、献血推進のための施策の見直しを検討します。

また、血液センターは、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用します。